

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和3年度 第5回

令和3年9月27日(月)開催

1 日 時 令和3年9月27日(月) 9時55分～11時05分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者

公益委員 5名中4名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行

労働者委員 5名中3名出席

井上正克 今井裕子 佐藤伸幸

使用者委員 5名中5名出席

佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 酒井労働基準部長 鷺谷賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和3年度賃金実態調査結果報告について

(2) その他

5 配付資料

資料番号1 賃金実態調査結果報告の訂正について

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から令和3年度第5回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公益代表委員4名、労働者代表委員3名、使用者代表委員5名、合計12名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお欠席は公益代表委員堀井委員、労働者代表委員後藤委員、本堂委員でございます。

それではこれからの進行は赤坂会長をお願いいたします。

○赤坂会長

皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。議事に入る前

に本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、会長のほかに会長が指名した委員2名が行うこととなっておりますので、本日は労働者代表井上委員、使用者代表時田委員、2名の方をお願いいたします。

本日審議する議題ですが、議題1「令和3年度賃金実態調査結果報告について」、議題2「その他」となっております。

審議会の資料として賃金実態調査結果が提出されていましたが、その中の最低賃金に関する基礎調査結果について訂正が生じたということのようです。

まず初めに局長からご発言をお願いします。

#### ○川口局長

みなさんおはようございます。令和3年9月14日付けで秋田労働局長を拝命しました川口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、日頃より最低賃金審議会の運営にご尽力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また本日は月末のうえ朝早くから大変お忙しいところお集まりいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて本日の審議会でございますが、最低賃金に関する実態調査について、先ほど会長からもございましたが、訂正ということで、一部集計の誤りがあったことが判明いたしました。それについて委員の皆様にご報告申し上げまして、改めてご審議いただくこととしたものでございます。先ず私からこのような集計誤りを秋田で発生させてしまったことにつきまして、委員の皆様にも、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

この基礎調査につきましては、最低賃金の審議において、県内の労働者の賃金実態を把握するうえで大変重要な資料であり、本来誤りがあってはならないものと重々承知しているところでございます。

また今年度の最低賃金につきましては、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響が大変厳しい中、答申していただいたものと認識しております。

この後賃金室長から本件の経緯、訂正内容、誤りの原因、再発防止策についてご説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、今年度の審議会への影響につきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### ○赤坂会長

それでは室長の方からご説明をお願いいたします。

○鷺谷賃金室長

それでは説明させていただきます。7月26日の審議会で資料3として最低賃金に関する実態調査結果を配付しておりますが、その中の基礎調査結果の資料について、集計誤りがあったことをお詫び申し上げます。

また私ども事務局の不手際のため、お忙しい中委員の皆様より日程を確保していただくことになりまして、重ねてお詫び申し上げます。

当初臨時の審議会の開催については、これから開催を予定している特定最低賃金の専門部会の日程と合わせて開催し、ご説明申し上げることを検討していたところです。

しかしながら厚生労働省より10月1日の最賃改正前の9月中に本審を開催し、集計誤りが審議へ影響があるかご審議いただくよう指示があったため、急遽委員の皆様と日程調整を行い、本日の開催の運びとなった次第でございます。この点について何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは訂正内容の説明をさせていただきます。資料として3点ほど提出しております。最低賃金に関する実態結果報告の訂正について（A4版）1枚と訂正前の令和3年度賃金実態調査結果報告(抜粋)と訂正後の令和3年度賃金実態調査結果報告(抜粋)でございます。

訂正箇所について説明します。訂正後の令和3年度賃金実態調査結果報告(抜粋)をご覧ください。資料の4ページ月一人当たり労働時間数(令和3年度)145時間と黄色で示しております。訂正前は140時間でした。

次に9ページ令和3年度最低賃金基礎調査結果表(総括表(1)規模別・年齢別)の下の方で黄色で示している箇所の月平均賃金額と月一人当たり労働時間数に訂正がありました。例えば、左から2つ目の月平均賃金額174,032円とありますが、訂正前は168,270円でした。月一人当たり労働時間数145時間とありますが、訂正前は140時間という数字でした。

次に10ページの令和3年度最低賃金基礎調査結果表(総括表(2)性別・年齢別)です。こちらの12ページの黄色の箇所、男性計月平均賃金額215,289円とありますが、訂正前は207,734円、月一人当たり労働時間数161時間、訂正前は155時間でした。

女性計についても訂正がございます。月平均賃金額140,412円とありますが、訂正前は136,112円でした。月一人当たり労働時間数は132時間で訂正前は128時間となっております。

訂正箇所については以上ですが、3点ほど補足します。

1点目、今年度厚生労働省より労働局へ新しく集計ツールが配付されました。

昨年度も集計ツールを使用しておりましたが、今年度配付されたものは全く別の新たな集計ツールであり、昨年度のデータへの影響はございません。

2点目、訂正後の令和3年度最低賃金基礎調査結果表データは改良された集計ツールで厚生労働省と事務局双方でデータの突合を行っており、これが確定データであります。

3点目、今回の誤りの箇所は参考指標の月平均賃金額、月一人当たり労働時間数であり、主要指数である影響率、未満率に数値の変動はありません。

次に誤りの原因ですが、今年度、新たに厚生労働省から労働局へ集計ツールの提供を受けましたが、6月上旬厚生労働省において集計機能にバグ等、プログラムの不具合が判明し、その対処法として労働局へ修正プログラム等が配付され対処法の指示がされました。

しかし指示内容が明確さに欠けていた影響で、対処法を実施していたものの不十分であったため、調査結果に反映されず誤りが生じました。

なお、1日の所定労働時間数が誤ったまま集計され、月平均賃金額、月一人当たり労働時間数に影響が出たが、主要指数と直接連動していなかったため主要指数に影響はなかったものです。

簡単に経緯をご説明しますが、8月18日他局から集計誤りがあった旨報告を受け、8月19日同様の誤りがないか全労働局に調査依頼があり、当局のデータを報告し、その後8月30日とりまとめの結果、計13局で集計誤りが判明したものです。

もう少し具体的に説明しますと、今回の誤りの箇所は月平均賃金額と月一人当たり労働時間数ですが、その計算方法が月平均賃金額であれば一日の所定労働時間数に月の所定労働日数をかけ、さらに一時間当たりの時間額をかけて算出します。

また月一人当たりの労働時間数も一日の所定労働時間数に月の所定労働日数をかけて算出しています。

どちらも一日の所定労働時間数が算定の基礎となります。その一日の所定労働時間数を集計ツールに取り込んだ際、7.5時間の場合だけですが、誤った数値に置き換わる不具合が生じ、そのため月平均賃金額と月一人当たり労働時間数について誤った集計結果となったものです。

先ほど6月に厚生労働省において不具合が判明し、修正プログラムが配付されたことを説明しましたが、この時点では月平均賃金額と月一人当たり労働時間数に対するものではなく、別の不具合についてのものでした。

また修正プログラムの対処法は応急処置的なものであったため、操作が複雑で特別な操作が必要だったものです。

例えばデータを出力する直前に、その都度修正プログラムを操作する必要が

あったわけですが、こういった情報について厚生労働省から明確な指示がされていなかったことが誤りの要因でもあったわけですが。

ただ修正プログラムの手順通り実施していれば、結果的に月平均賃金額と月一人当たり労働時間数は正しく集計されることが後でわかったことです。最終的に事務局において難しい対処法ですが正しく実施していれば防げたものだと思います。またデータの確認の面で不足していたことも要因の一つと考えます。

いずれにしても誤りのあるものを審議会に提出することは許されることではありませんので、再発防止策として、一つは、厚生労働省において集計ツールを改修してバグを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう、集計ツール全体にわたる改修を令和4年調査までに行う。

もう一つは、本省メール等の指示については指示内容が確実に実施されるように事務局内で牽制体制を強化すること。また複数職員で集計結果の検証を徹底するとともに、過年度の結果表と見比べるなどして異常値等がないか確認し再発防止に努めたいと思います。

今までも賃金室職員複数で確認はしているのですが、今回の集計誤りを受けましてさらに徹底したいと思います。以上です。

○赤坂会長

ただ今の室長の説明に対するご質問があればお願いします。

○長岐委員

本日の資料、訂正後の令和3年度賃金実態調査結果報告(抜粋)12ページには月平均賃金額174,032円とありますが、同じく1枚物の資料、賃金実態調査結果の訂正についての正しい月平均賃金額は174,033円となっていて1円違います。子細なことかもしれませんが、これは何故でしょうか。

○鷺谷賃金室長

すみませんが確認のため5分程度お時間をいただけますでしょうか。

○長岐委員

大勢に影響があるかどうかということではなく、資料として出す以上は、また1円違うとなると、また訂正審議することになるのではないかとということで申し上げました。

○赤坂会長

では確認を事務局でしていただいて10時25分頃から再開したいと思います。

【 中 断 】

○赤坂会長

皆さん大変お待たせいたしました。会議を再開しまして、今配付していただいた資料について事務局からご説明をお願いします。

○鷺谷賃金室長

大変申し訳ございませんでした。先ほどの長岐委員のご質問についてお調べしましたところ、資料の賃金実態調査結果の訂正についての数値が正しいことを確認いたしました。

当初お出しした訂正後の令和3年度 賃金実態調査結果報告(抜粋)の総括表でございますが、厚生労働省に確認依頼をした時に機械処理の関係で端数が違っていると確認されたもので、厚生労働省でさらに機械を操作して正しい補正処理が行われるよう改修し、その改修後のデータが今お配りした資料となりますので、すみませんが今お配りしたものが最終的な総括表となります。

したがいまして先ほどお配りした賃金実態調査結果の訂正についてのとおり、総括表(1)の月平均賃金額については174,033円が正しい数値となります。また総括表(2)の(男性計)月平均賃金額については215,290円、(女性計)月平均賃金額については140,413円が正しい数値となりますので、よろしく願いいたします。

○赤坂会長

ご説明いただきましたが、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に今年度の地域別最低賃金の審議への影響について、委員の皆さんから、本事案に対する受け止めと今年度の審議結果への影響にかかる評価についてご発言をお願いしたいと思います。

まずは私の方から、審議会会長として一言申し上げたいと思います。

最低賃金は労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力の三要素を総合的に勘案して決定することとされています。県内の労働者の賃金実態を表す基礎調査の結果は、最低賃金を検討する上で極めて重要な指標であり、誤りがあったことについて誠に遺憾に思います。

とりわけ今年度においては、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への

影響が厳しいものがある中で、中央最低賃金審議会から示された目安を参考にし、公労使の各委員は事務局から提供される各種資料を勘案しながら、秋田県にふさわしい最低賃金を真摯に議論し、決定するに至りました。

そういった中で、基礎調査の集計誤りは内容によっては審議会の議論をミスリードする可能性もあり、その結果は県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすということを事務局はあらためて強く自覚していただきたいと思います。

集計誤りなどが繰り返されますと資料の信憑性が損なわれることになり、ひいては審議会の信頼性も揺らぎかねませんので、事務局には、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止を徹底していただき、信頼の回復に努めていただくようお願いいたします。

そのうえで審議結果への影響についてですが、先ほども述べましたとおり、最低賃金の引上げ額を議論する上で基礎調査の結果というのは重要な資料のひとつであり、その誤りは内容によっては審議結果にも影響を与える可能性があります。しかし今回の基礎調査の再集計の結果をみますと、主要指数の賃金分布である影響率や未満率の数値には変動はなく、誤りがあったのは参考指数の月平均賃金額や月一人当たり労働時間数の数値の変動でした。また数値の変動幅もさほど大きなものではありませんでした。

そして今年度の最低賃金は、基礎調査の指数だけをもって決定したわけではなく、他の指標やその他の諸事情も勘案の上、総合的に判断した結果であることから、今年度の審議結果に直接影響を及ぼすまでのものではないと考えられます。結論としては、再審議する必要性はないと考えています。

次に委員からご発言をお願いいたします。労働者側からお願いします。

#### ○佐藤(伸)委員

会長がおっしゃったことと同意見でございます。ただ一点、厚労省で毎月勤労統計調査等統計の誤りが続いていますので、今回の指標についても最賃の審議に非常に重要なデータでありますし、影響率のところには全く影響がなかったというので再審議は必要ないと思います。ただこういったことが続きますと先ほど会長からも言われましたとおり、こういった資料への信頼性が損なわれてきます。やはり世間的には毎月勤労統計調査の統計誤りというか不正と言われてはいますが、そういったもので今度保険の給付にも影響が出ますので、これは賃金室の事務局のみならず、大きなことを言うようですけれども本省も含めて今後十分ご注意くださいと思います。

#### ○赤坂会長



使用者側からはご意見ございますでしょうか。

○協委員

先ほど赤坂会長のおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。やはり資料というのは影響の大きさのいかんにかかわらず、整合性のとれたものでなければならないということで、実際今日も先ほど長岐委員からお話がありましたように資料間の齟齬があったということで、これは例え1円であれ、何円であれ、その大小ではなくて資料間の統一性はとっていただかなければならないということです。今後いろいろな審議、特定最賃もありますので、そういう審議については十分にご配慮いただいて、我々の審議の判断材料になるわけですのでよろしくお願ひしたいと思います。今回たまたま重要な部分にかかわるものではないということでしたので再審議等は必要ないというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○赤坂会長

他の委員からご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、令和3年度賃金実態調査結果の中で、最低賃金に関する基礎調査結果についての訂正を協議していただき、各委員より発言をいただきましたけれども、今年度の審議への影響ということについては、集計誤りがありましたけれども、再審議の必要まではないという結論でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは再審議はしないという結論といたします。

ほかに何かご発言ございますでしょうか。

事務局からは何かございますでしょうか。

○川口局長

本日はご審議いただきまして誠にありがとうございました。

また冒頭にお詫び申し上げましたけれども、長岐委員からご指摘していただきました事項について大変申し訳ございませんでした。貴重なお時間を費やすことになってしまいまして、改めてお詫び申し上げます。

赤坂会長、各委員からいただいたご意見のとおりでございまして、二度とこう

いったことがあってはならないということでございます。

私も局長に着任したばかりではありますが、私自身も資料のチェックをして信頼回復できるようにこれから努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○赤坂会長

皆様からご意見をいただきました。たくさんのデータをいただきますので、これらのデータは重要な指標であることを再認識しまして、再発防止対策を徹底していただきまして、審議会からの信頼回復に努めていただきますよう、事務局にはお願いをいたします。

それでは本審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。